

6月26日（火）

# 平成 24 年 6 月 26 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 3 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 6 番 松 村 悟 郎 ( 同 )
- 7 番 内 村 仁 子 ( 同 )
- 8 番 岩 下 斌 彦 ( 同 )
- 9 番 後 藤 哲 朗 ( 同 )
- 10 番 右 松 隆 央 ( 同 )
- 11 番 二 見 康 之 ( 同 )
- 12 番 清 山 知 憲 ( 同 )
- 13 番 外 山 三 博 ( 同 )
- 14 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 太 田 清 海 ( 同 )
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 西 村 賢 ( 同 )
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 ( 同 )
- 21 番 井 本 英 雄 ( 同 )
- 22 番 横 田 照 夫 ( 同 )
- 23 番 宮 原 義 久 ( 同 )
- 24 番 十 屋 幸 平 ( 同 )
- 25 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )
- 26 番 山 下 博 三 ( 同 )
- 27 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 ( 同 )
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 外 山 衛 ( 同 )
- 34 番 中 野 廣 明 ( 同 )
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 36 番 福 田 作 弥 ( 同 )
- 37 番 坂 口 博 美 ( 同 )
- 38 番 中 村 幸 一 ( 同 )
- 39 番 中 野 一 則 ( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |           |
|-----------------|-----------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   | 野 元 幸 司   |
| 副 知 事           | 牧 元 博 美   | 牧 元 博 美   |
| 総 合 政 策 部 長     | 稲 用 博 孝   | 稲 用 博 孝   |
| 総 務 部 長         | 四 本 憲 次 郎 | 四 本 憲 次 郎 |
| 危 機 管 理 統 括 監   | 橋 本 正 弘   | 橋 本 正 弘   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 土 持 正 誠   | 土 持 正 誠   |
| 環 境 森 林 部 長     | 堀 野 隆 夫   | 堀 野 隆 夫   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 村 巖   | 米 原 村 巖   |
| 農 政 水 産 部 長     | 岡 村 良 和   | 岡 村 良 和   |
| 県 土 整 備 部 長     | 濱 田 美 敏   | 濱 田 美 敏   |
| 会 計 管 理 者       | 豊 濱 砂 一   | 豊 濱 砂 一   |
| 企 業 局 長         | 濱 渡 邊 亮   | 濱 渡 邊 亮   |
| 病 院 局 長         | 渡 邊 直 子   | 渡 邊 直 子   |
| 財 政 課 長         | 福 田 好 洋   | 福 田 好 洋   |
| 教 育 委 員 長       | 近 藤 勇 夫   | 近 藤 勇 夫   |
| 教 育 長           | 飛 田 達 也   | 飛 田 達 也   |
| 公 安 委 員 長       | 佐 藤 秀 尊   | 佐 藤 秀 尊   |
| 警 察 本 部 長       | 加 藤 社 本   | 加 藤 社 本   |
| 人 事 委 員 長       | 村 宮 本     | 村 宮 本     |
| 代 表 監 査 委 員     |           |           |

事務局職員出席者

- |               |           |           |
|---------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長       | 田 原 新 一   | 田 原 新 一   |
| 事 務 局 次 長     | 小 八 重 英 稔 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長       | 山 之 内 幸 徳 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長       | 福 嶋 幸 詔 藏 | 福 嶋 幸 詔 藏 |
| 政 策 調 査 課 長   | 佐 野 浩 太 郎 | 佐 野 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐   | 谷 口 雅 広   | 谷 口 雅 広   |
| 議 事 担 当 主 幹   | 伊 豆 谷 幸 二 | 伊 豆 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査     | 関 谷 一 臣   | 関 谷 一 臣   |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣   | 川 崎 一 臣   |

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第9号まで及び報告第1号から第3号までの各号議案、並びに請願第19号から第21号まで及び継続審査中の請願第16号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外2件及び新規請願2件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第16号については賛成少数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

また、全会一致で採択いたしました請願第19号に基づき、「集团的消費者被害に係る訴訟制度の創設に関する意見書」を発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、ことしの夏の電力需給対策についてであります。

このことについて当局より、「政府の方針として、本年7月から9月にかけて節電要請を行

い、特に、お盆を除く7月2日から9月7日までの平日午後1時から5時までの間は重点的な節電を求める。また、計画停電は実施しないことが原則であるが、発電所のダウン等により実施せざるを得ない場合も想定されるため、万が一に備えて準備を進めることが示された」との報告がありました。

これに対して委員より、「節電を要請するに当たっては、供給者である電力会社が、県民に対し、電力の供給能力と需要見込みなど説得力のある資料を示すべきではないか」との質疑があり、当局より、「供給能力と需要とのギャップや効果的な節電方法等について広くアナウンスするなど、県民に対してきめ細かく対応していただくよう九州電力へ申し入れたところであり、県民への周知については県としても積極的に協力していきたい」との答弁がありました。

次に、記紀編さん1300年記念事業についてであります。

このことについて委員より、「当事業の事業期間は、平成32年までの9年間という大変長い期間であるが、年次的なスケジュールを作成すべきではないか」との質疑があり、当局より、「年内には、推進協議会において今後の全体的な展開方針を議論いただき、早い段階で明確にするよう努力したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「どのような効果をねらって事業を推進するのかを明確にし、予算の裏づけも含めてしっかりと取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、平成23年度における行財政改革の取り組み状況についてであります。

本県では、平成23年6月に策定した「みやぎ行財政改革プラン」に基づいて行財政改革に取り組んでおり、当局よりその状況について説

明がありました。

このうち、公正で透明性の高い県政運営について、委員より、「コンプライアンスについて職員の理解が不十分なのではないか」との質疑があり、当局より、「平成20年3月に庁内にコンプライアンス推進委員会を設置し、法令遵守や服務について、全所属に配置したコンプライアンスリーダーへの研修や、当リーダーによる職場での研修を実施している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「本来、自治体のコンプライアンスとは、住民の負託にこたえるため、組織が十分な機能を発揮することを目的として取り組むべきものである。本来の目的がしっかりと果たせるよう基本に立ち返って取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）の概要についてであります。

本計画は、東日本大震災のような大規模災害や深刻な感染症等が発生した際に、災害への対応や県民生活の安定確保などを図るため、本庁において必要な業務継続や早期再開ができるための方策などを定めておくものであります。

このことについて委員より、「BCPは、市町村や民間企業、自治会等においても作成すべきものであり、当計画がモデルとして広く活用されるよう積極的に広報していただきたい」との要望がありました。

次に、地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金についてであります。

これは、基本的に、地方が自由に使える交付金として平成23年度に創設されたものですが、本県への配分額が非常に少なく、24年度は前年度と比較して増額されたものの、九州では最低の配分額という状況であります。

このことについて委員より、配分額が少ない理由について質疑があり、当局より、「全体のおおむね8割が継続事業分として配分されたため、同事業分として認められた額が少ない本県には厳しい配分額となった。国に対しては配分方法を見直すよう要望しているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県の社会資本整備の推進や地域経済の活性化等を図るため、さまざまな方策を検討し、国の交付金がより多く配分されるよう努力していただくことを強く要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、高橋透委員長。

○高橋透議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、県立病院における看護師確保対策についてであります。

このことについて当局より、「主に新卒者を対象としたこれまでの看護師採用試験では、近

年、受験者数が減少し、優秀な人材を採用するために必要な受験者数を確保することが難しくなっている状況にあった。このため、試験時期の早期化や教養試験の廃止など採用試験の実施方法を見直し、受験者数の増加を図ることとした。また、多くの看護学生に受験してもらうには、県立病院をよく知り魅力を感じてもらうことが大変重要であるので、今年度から「看護学生向け県立病院見学バスツアー」を開催することとした」との説明がありました。

このことについて委員より、「今回の採用試験の見直しは時宜を得たものであり、変更内容もよいと思うので、受験者がふえることを期待している」との意見がありました。

また、別の委員より、「福祉保健部と連携を図り、県立看護大学の学生の多くが受験するように取り組んでいくことも必要ではないか」との意見がありました。

次に、自殺対策についてであります。

このことについて当局より、「本県の自殺者は、平成9年以降15年連続して300人を超えており、平成23年の自殺死亡率は全国で3番目に高くなっている。このような厳しい状況を踏まえ、自殺対策の一層の充実を図るため、地域の絆づくり強化事業や悩み事一斉相談の実施など、より身近な地域での対策を強化することとした」との説明がありました。

このうち、地域の絆づくり強化事業について、委員より、「地域コミュニティを高めることは難しい現状の中で、きずなづくりにどのように取り組まれるのか」との質疑があり、当局より、「地域での声かけや見守りなどの活動を行うキーパーソンとなる人材の養成を行い、地域のきずなづくりに図っていききたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「自殺のサインは家族でさえ見逃している。地域でどのように発見して救っていくのか」との質疑があり、当局より、「例えば、声かけなどの小さな活動から始め、見守りなど地域の実情に応じたきめ細やかな運動を少しずつ展開させていく、そのような取り組みを想定しており、事業の実施に当たっては、市町村や関係団体等と効果的な活動方法等を検討していく」との答弁がありました。

また、悩み事一斉相談の実施について、委員より、「日常的に相談できる体制を整えることが大切ではないか」との意見があり、当局より、「期間中の1週間は86カ所の相談窓口で一斉に相談を受け付けることとしており、この相談窓口については新聞広告やテレビCMなどで広く情報発信するので、このような窓口があるということも多くの方が認識するものと期待している」との答弁がありました。

次に、生活保護の状況等についてであります。

このことについて委員より、「生活保護費の不正受給がマスコミで取りざたされているが、本県の状況はどうなっているのか」との質疑があり、当局から、「平成23年度は、保護世帯数1万2,655世帯、保護人員が1万7,010人となっている。また、同年度の不正受給は200件で、不正受給額は6,600万円余となっている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「生活保護の指導にはケースワーカーが重要な存在であるが、県内のケースワーカーが不足しているのではないか」との質疑があり、当局より、「県の福祉事務所のケースワーカーは配置基準を満たしているが、市の福祉事務所においては、配置基準を満たしておらず不足している市もある。そのよ

うな市に対しては、これまでもケースワーカーの適正配置について機会あるごとにお願ひしてきたが、今後も引き続き申し入れを行っていく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、生活保護の不正受給者に対しては毅然とした姿勢で臨み不正をただすとともに、最近の不正受給者の報道等により、生活保護者の印象が悪くなったり、生活保護が真に必要な方が申請しづらくなったりすることがないように適切な措置を講じるよう要望するものであります。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願ひいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外5件及び新規請願1件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

なお、議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、東九州メディカルバレー構想についてであります。

このことについて当局より、地域活性化総合特区指定以降の動きについて説明がありまし

た。

このことに対して委員より、「特区の目標として、医療機器生産金額を平成26年には平成21年から15%増の1,584億円と設定し、この増加額を含めた経済波及効果を318億円、雇用創出効果が1,167名と試算しているが、大分県と宮崎県の比率はどうか」との質疑がありました。

このことについて当局より、「今後の目標については両県を合わせた数字であり、それぞれの比率を正確には示せないが、全体として高めていくことによって本県の経済波及効果も高まっていくものと考えている」との答弁があり、委員より、「本県への雇用や経済波及効果を考えていく上で、宮崎県側の比率を上げていくよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、新卒者等の就職支援についてであります。

このことについて当局より、県内の主要な経済団体を訪問し、知事、県教育長、宮崎労働局長の連名で、求人枠の拡大、求人票の早期提出等について要請を行っていることについての報告がありました。

このことに対して委員より、「県内の経済団体の求人数を把握し、下部団体までの徹底した求人要請を行っていただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「求人要請については、県が先頭に立って県内の若者の就職を支援しているという姿勢を要請団体に示すためにも、訪問に際しては知事または副知事の出席を検討してもらいたい」との要望がありました。

次に、スポーツキャンプの受け入れについてであります。

このことについて当局より、県外からのスポ

ーツキャンプ・合宿の受け入れ実績についての報告がありました。

このことに対して委員より、「Jリーグについては、全40チーム中23チームが本県で実施しているという実績は評価できるが、プロ野球については、練習試合ができる環境をつくるなど、既存球団のキャンプ継続に全力で取り組むとともに、以前キャンプを実施していた球団等への誘致活動も継続して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「「スポーツランドみやぎ」の推進は重要な施策の一つなので、スポーツキャンプが本県にもたらす年間の経済効果について、県民にわかりやすく示していただきたい」との要望がありました。

次に、古事記編さん1300年についてであります。

このことについて委員より、「それぞれの地域に住んでいる人が、その地域と神話とのかかわりを知り、そのことについて誇りに思うような施策を実施するべきではないか」との質疑がありました。

このことについて当局より、「神話にちなんだ観光ルートの掘り起こしや講演会を開催するなど、さまざまな取り組みを行っていききたい」との答弁があり、委員よりさらに、「地域の人々が神話とかかわる機会がふえるように、市町村と連携し盛り上げていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第7号及び第8号「損害賠償の額の決定について」であります。

これは、平成22年8月に門川町において発生した県有自動車による公務上の事故に対して、その損害賠償の額を決定するものであります。

このことについて複数の委員より、「議案審

議を行う際、詳細な事故の状況を把握する必要があるため、損害賠償の原因となった事故等に係る職員の所属、氏名を含めて議案書等への掲載について検討していただきたい」との意見がありました。

また、複数の委員より、「当該事故に係る職員は懲戒処分を受けていないとのことだが、懲戒処分の基準は妥当なのか」との意見がありました。

このことに対して当局より、「県土整備部だけでは判断しかねる案件のため、主管部局へ報告させていただきたい」との答弁がありました。

次に、社会資本整備についてであります。

このことについて委員より、「地域自主戦略交付金については、継続事業の量に応じて配分されるため、継続事業の量が減少すれば当該交付金の配分が減少する。本県の社会資本整備は他県に比較しておこなわれている中で、今後の将来展望をどのように考えているのか」との質疑がありました。

このことに対して当局より、「公共事業費の急激な減少により社会資本の整備がおくれ、県民生活の利便性向上にも支障を来し、地域の経済・雇用を支えている建設業界に対する影響についても懸念される状況である。さらなる公共事業費の確保に向けて全力で取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、地域自主戦略交付金を含む国の公共事業予算をより多く獲得するためのあらゆる方策を検討していただき、本県の均衡ある発展に向けて取り組んでいただくことを強く要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び

土木行政の推進に関する調査」につきまして、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、報告第1号の1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)のうち森林環境税基金積立金の補正で、190万円余の増額補正の専決処分です。この結果、この積立金の補正後の額は2億8,000万円余となります。

このうち、森林環境税の使途についてであります。

このことについて委員より、「この税の使途等を審議する森林環境税活用検討委員会において、木材価格の下落対策を新たに使途事業に加えるようにという意見はなかったのか」という質疑があり、当局より、「森林環境税は県民参加の森づくりなどを主な使途としており、木材価格の下落対策に係る意見は特に出なかった」との答弁がありました。

これに対し委員より、「この税の使途につい

ては、広く森林・林業の課題に対応できるよう、環境森林部から積極的に使途事業の提案を行ってほしい」との要望がありました。

次に、木材価格対策特命チーム及び相談窓口の設置についてであります。

このことについて委員より、「具体的な対策やその予算措置についてどのように考えているか」との質疑があり、当局より、「できるだけ早く現状を把握するとともに原因分析を行いたい。予算措置については、森林環境税を財源として活用できるかどうかを含め検討していきたい」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「木材価格対策については、既に待ったなしの状況であるので、早急に具体的な対策を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、災害廃棄物の広域処理についてであります。

このことについて委員より、「迅速に議論を深め、早急に県としての立ち位置を明確にするべきだ」との意見がありました。

また、別の委員より、「市町村へのアンケート調査の結果が出た後、速やかに県が独自基準を示すべきではないか」との意見がありました。

次に、人・農地プラン及び青年就農給付金の取り組み状況についてであります。

このことについて委員より、「今後、人・農地プランの作成が進むことにより、対象となる新規就農者が増大することが考えられるが、予算は足りるのか。また、不足する場合はどのように対応するのか」との質疑があり、当局より、「予算不足が懸念される場合は、予算の確保について国に強く要望するとともに、市町村と連携して真剣に農業を目指す者に給付できる

よう対応していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新規の就農者を青年就農給付金事業により積極的に支援するとともに、新規就農者が経営を継続できるよう、さまざまな施策を展開しフォローアップしていただくよう要望いたします。

次に、「現下の厳しい木材価格の現状を打開し、森林・林業の再生を求める意見書」についてであります。

このことについて委員より、「長引く円高や素材生産の拡大等により需給バランスが崩れ、現下の木材価格は過去最低水準となっており、こうした状況が長引けば、林業の存続が危ぶまれ、森林を支える山村地域の衰退を招く事態になりかねない」との意見がありました。

このことについて委員協議を行った結果、当委員会といたしましては意見書を発議することとしたものであります。

次に、「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加に反対する意見書」についてであります。

このことについて委員より、「我が国がTPPに参加すると、本県農業は衰退の一途をたどり、関連産業を含めた地域経済は崩壊の危機を迎え、農地の多面的機能が失われ里山の維持等も困難となることが懸念される」との意見がありました。

このことについて委員協議を行った結果、当委員会といたしましては意見書を発議することとしたものであります。

なお、これらの意見書の提出につきましては全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の御報告といたします。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、農業用水路におけるマイクロ水力発電設備の推進についてであります。

このことについて委員より、「マイクロ水力発電については、地元からの要望もあるので、企業局としても農政水産部と連携して取り組むべきではないか」との質疑があり、当局より、「農政水産部との連携は重要であり、今後一層強化してまいりたい。また、企業局としては、みずからの小水力発電への取り組みと、市町村や農業団体等に対する技術的支援の2つの側面から進めていきたい。これにより県内に小水力発電が普及することで、農村地域の活性化にもつながるものと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「利用できる水路は数多くあると考えられるので、地域の要望にこたえるように努めてもらいたい」との要望があ

りました。

次に、議案第5号「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例」であります。

これは、現在の貸与額は学校等の区分ごとに定額となっているが、生徒や保護者からは定額を下回る額での借入れ要望があることから、現行の額を上限とする選択制を導入するとともに、貸与の停止または休止の要件をより明確にするために、所要の改定を行うものであります。

このことについて複数の委員より、「借りる側の将来の償還負担に配慮し、必要額の選択について適正な指導に努めてほしい」との要望がありました。

次に、児童生徒の模範となるべき教職員の不祥事が依然として後を絶たないことから、6月1日に議長から教育長に対して行った「教職員不祥事の再発防止を求める申入れ」に対する回答についてであります。

このことについて教育長より、「教職員の不祥事防止のため、これまで、小中学校及び県立学校の校長会や各種研修の場を活用した教職員に対する綱紀保持の指導や、さまざまな機会をとらえて服務規律遵守を求める教育長通知を发出するとともに、新規採用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員の任用時における服務誓約書の提出等の取り組みを行ってきたところであります。しかしながら、相次ぐ不祥事により、児童生徒や保護者、さらには県民の信頼を著しく損なったことは痛恨のきわみであります。教職員一人一人に危機感が届いていなかったことは、これまでの取り組みが十分でなかったと反省しております」との発言がありました。

また、今後の取り組みについて、「県及び市町村の教育委員会等で構成する「宮崎県公立学

校コンプライアンス推進協議会（仮称）」を本年7月中に立ち上げるとともに、各学校が主体的に取り組むための体制の整備を図ります。この推進体制のもとで、不祥事が発生した原因等の調査・分析を行うとともに、教員採用選考試験における人物評価のさらなる充実、懲戒処分の公表のあり方について調査研究を行い、不祥事の発生が多い学校への重点的指導及び全学校への指導強化、服務及びコンプライアンスに関する研修の充実、服務規律強化月間の設定と取り組み、風通しのよい職場環境づくりなどの具体的な対策について検討・推進し、教職員の不祥事防止及び一層のコンプライアンスの徹底を全県的かつ組織的に図るよう粘り強く取り組んでまいりたい」との説明がありました。

このことについて委員より、「服務監督権が、県立高校は県教育委員会、市町村立小中学校は市町村教育委員会とそれぞれ分かれているため、責任の所在があいまいとなっているのではないか。人事権を県教育委員会が持っているので、コンプライアンス推進についてはもっと踏み込んだ指導を行ってほしい」との要望がありました。

また、別の委員より、「自己点検であるコンプライアンス一斉点検については、教職員の意識づけになると思うが、コンプライアンス推進を学校全体の問題ととらえ、教職員相互でチェックできる体制を整えてほしい」との要望がありました。

また、別の委員より、「教育委員会の懲戒処分の協議過程等は非公開であるため、どのような議論がなされたのか県民に見えない。透明性を高める検討をしてほしい」との要望がありました。

また、複数の委員より、「懲戒処分を受けた

教職員の氏名公表については、現在、免職に限って原則公表としているが、他県ではすべて氏名公表している県もあり、不祥事抑制効果という側面もあると思われる。すべて公表すべきというわけではないが、故意と過失の違い等についても配慮しながら、公表基準を検討・見直すべきではないか」との質疑があり、当局より、「他県の状況等を調査研究し、検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会としては、懲戒処分を受けた教職員の氏名等の公表基準について十分に検討していただき、今が信頼回復の最後の機会であるという気概を持ち、市町村教育委員会と一体となって真摯に取り組むよう強く要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 請願第16号「消費税増税に反対する旨の意見書を国に提出することを求める請願」の不採択に反対する立

場から、討論いたします。

例えば、2009年8月30日の衆議院選挙で、地方の切り捨て、格差拡大の是正を求めて、国民は政権交代という歴史的審判を下しました。民主党、社会民主党、国民新党は、その連立政権樹立に当たって、選挙前に合意された「衆議院選挙に当たっての共通政策」を踏まえ、9月9日に歴史的な三党連立政権合意書を確認したわけであります。その合意書を今読んでみますと、消費税の項では、「現行の消費税5%は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」とあります。「消費税5%は据え置く」ということを国民の前に約束したのであります。このほかにも、この合意書では、「郵政事業の抜本的な見直し」「後期高齢者医療制度の廃止」「日雇い派遣、スポット派遣の禁止を含む労働者派遣法の抜本改正」「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」など、今読んでみると、国民の熱意に裏打ちされ、歴史的な政権交代をなし遂げた、時の政権の光り輝く躍動感とエネルギーを感じます。

さて、この三党連立政権合意書のほぼ最初に来るのが、「現行の消費税5%は据え置く」という約束、公約であります。政権交代というのが、これらの約束事によって国民の支持を得てなし遂げられたとするならば、民主党政権の今のありようは、その政権を担当し続けることの正当性を主張できないのではないかと。もっと言うならば、頼んでもいない消費税を引き上げ、しかも政権交代で否定した相手である自民党と全面的に同化してしまったとするなら、

「国民生活が第一」という言葉に期待した国民の多くを裏切ることであり、国家的な偽装であります。

私は常々一般質問等でも、「消費税については問題があり、今の日本で景気回復や格差是正をするためには、せめて個人所得に対する所得税の最高税率、いわゆる超過累進税率を現在の40%から60%に上げて所得再配分してはどうか」と訴えてきました。そのことで6兆7,000億円の税収が生まれるという試算もあります。昭和49年には最高税率が75%の時代もあったわけですから、税率を引き上げることを議論すべきではないかと、議場配付資料も添えながら訴えてきました。そのことは、地方自治を守り、地方財政を確立するためにも必要だと考えたからです。

かつて、消費税導入後の平成2年のことですが、日本の税収はその当時60兆円ありました。そのうち所得税と法人税で44兆円です。ところが、現在は、税収が40兆円で、所得税と法人税はその半分、22兆円強です。所得税、法人税が、消費税導入後いつの間にか半分になっています。このことは不景気の影響もありますが、消費税導入後に所得税・法人税率の減税を行ってきたことが税収減の最大の要因であります。だとするならば、税の改革はここにメスを入れ、応能負担の原則に立って税率を過去の水準に戻していくことです。

今回、民主党、自民党、公明党との社会保障と税の一体改革の修正合意の中で、所得税の最高税率を現行の40%から45%に引き上げる内容ですらかなぐり捨てられてしまいました。消費税を上げることで、その財源が地方に回ってくるからいいではないか。また、年金などの財源になるからいいのではないかなど期待すること

は、地方にとっては、三位一体改革や市町村合併などと同様、まるで毒まんじゅうを食わされることになると思います。

このほか、消費税の問題は、デフレ下で不況を招くことや、その逆進性の問題もさることながら、輸出戻し税の問題や派遣労働者を大量に生んでいく問題があることを訴えてきました。輸出戻し税とは、輸出企業が国内で調達した原材料にかかる消費税分を、仕入れ税額控除によって還付を受ける制度のことです。2007年度分の統計では、輸出企業上位10社だけで1兆1,450億円の消費税の還付を受けています。当時、トップのトヨタ1社だけでも3,219億円の還付を受けています。翌年の2008年で見ると、消費税収16兆9,829億円に対して、40%に当たる6兆6,700億円が企業に還付されています。何のために徴収したのかと思えるほどおかしな制度であります。この還付制度は、税の国境税調整ということで国際的に認められた制度ではありませんが、国内の企業は消費税込みでの価格競争を強いられているのに対して、輸出企業に限っては消費税抜きで価格競争できるという不平等な制度であり、しかも価格支配力を持った大企業は下請単価を引き下げることができ、その分、この還付額は輸出補助金となっているのです。もし消費税が5%から10%になれば、輸出企業はさらに2倍の輸出戻し税を受けることになるのでしょうか。何とも不合理な制度であります。

また、派遣労働者の賃金は、会計処理上、人件費扱いではなく物件費扱いとなるため、仕入れ税額控除方式による税の控除を受けることができます。そのため企業にとっては、正職員を雇うよりも派遣労働のほうがさらに有利になります。今日、既に働く者の3分の1が非正規雇

用となっている現状を考えると、まさにこの消費税は派遣労働をつくり出すということを証明したのではないのでしょうか。このことは将来の無年金者をもたらし、結果的に生活保護受給者を増加させることとなります。

そう考えると、消費税というものは社会保障の財源としては最低の税制であるということです。消費税を払えずに滞納額が急激にふえた年、1998年は、初めて自殺者が3万人の大台に乗った年であることも銘記しておくべきことです。

私は、たまたまある零細な印刷会社の奥さんに話を聞く機会がありました。その奥さんが言うには、「お客さんにできるだけ安いものを届けようと、私たちは1銭、2銭、いや、0.何銭の世界で生活しているのに、消費税が上がるともうやっていけない」と、手でそろばんをはじくしぐさをしながら説明してくれました。これが今の日本の国民の生活ではないのでしょうか。

政治は、主権者である国民の願いがかなえられるよう進めなければなりません。1票に託した願いを、我々政治家が政治の場でかなえ表現できてこそ、政治や政治家に対する国民の健全な全幅の信頼が培われると思います。国民の6割もが反対している消費税、国民の意思と政治が乖離した今の現状を是正し、閉塞感のない生き生きとした政治をつくるためにも、何のために政治家になったのかということを中心に問いかけながら、今回の請願の不採択に反対することに議員各位の御賛同をいただきますよう心からお願いして、私の討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出されました

議案及び請願について、報告第1号及び請願第16号の不採択、請願第21号の継続審査について、反対の立場から討論いたします。

まず、報告第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて」です。

同報告は、補正予算(第7号)において歳入歳出をそれぞれ16億7,040万6,000円追加し、予算の総額を5,908億3,293万8,000円とする予算専決です。本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決は、災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や税制上やむを得ない場合など、ごく限られています。今回、そういったものもありますが、県民税や地方消費税など県税8億5,000万円の追加を行い、県有施設維持整備基金に19億2,669万円の積み立て等を行っています。税金などについては、的確な把握を行い予算化して県民施策に生かすことが必要です。2月補正以降の増収については、決算であらわし翌年の予算編成に生かすことが本来のあり方です。毎年の慣例的な取り扱いとせず、改善を強く求めたいと思います。

次に、請願についてです。

まず、審査が継続されておりました請願第16号「消費税増税に反対する旨の意見書を国に提出することを求める請願」についてです。

委員長報告は不採択でありましたが、採択を求めるものです。今、どんな世論調査でも、国民の5割から6割が消費税増税に反対しています。それは、国民の所得と消費が長期にわたって落ち込んでいるもとで、消費税増税が国民の暮らしも経済も壊してしまうことが、これまでの経験で既に明らかになっているからです。消費税増税反対を求める意見書を採択した自治体は、5月10日現在で、本県も含め全国で133自治

体にあります。国会では会期を大幅に延長しながら、きょうにも消費税増税法案が、十分な審議もなされないまま、民主、自民、公明の合意のもとに強行採決が行われようとしています。国民の声に耳をかさないやり方は民主主義にもとるものであり、許されないものです。

請願者も、「長引く不況で赤字経営を余儀なくされている中小零細業者の間には、高過ぎる国保税や年金保険料、住民税や消費税といった支払いが重くのしかかり、食えば払えず、払えば食えずの事態にも限界が及んでいます」と、県民生活の状況をリアルに訴えられておりますが、今回の消費税増税が、こうした必死で生きる県民、国民の暮らしや経済を直撃することは明らかです。ところが、政府は、この増税を社会保障の財源として国民に理解させようとしています。社会保障は改悪でしかないことが国会論戦の中でも明らかになっています。

そもそも消費税は、低所得者、弱い立場の人々に、より負担が及ぶという最悪の大衆課税であり、不公平税制です。社会保障の財源に一番ふさわしくないのがこの消費税であり、増税に何の道理もありません。今必要なことは、消費税に頼らない財源確保の道を目指すことです。税の原則である応能負担に徹し、大企業や大資産家への行き過ぎた減税をやめて適切な課税をすることや、260兆円にも及ぶ巨額の内部留保を日本経済に環流させることです。また、米軍思いやり予算や政党助成金など無駄遣いは聖域なく一掃することです。そして何より、国民の雇用や所得をふやして内需を拡大させ、経済を活性化させることです。そのためにも、働くルールを確立させることなど国民の立場に立った改革を進めるならば、消費税増税などの国民負担に頼らず、財政再建も、そして社会保障の充実

も図ることは十分可能です。ぜひこうした方向を政府にも求め、県民の切実な思いをしっかりと受けとめて、消費税の増税に反対する請願の採択を強く求めるものです。

次に、新規請願第21号「平成24年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願」についてです。同請願については継続審査との報告がありました。採択を求めるものです。

内閣府の発表でも県民所得の減少が報じられており、2009年度、宮崎県の県民所得は206万8,000円で全国45番目、依然として最低クラスにあります。賃金の低廉な労働者にとって、賃金の最低額を保障することが労働者の暮らしの安定、ひいては経済の発展にも寄与することが、最低賃金法でもうたわれています。最低賃金以下で働く労働者をなくすことや最低賃金の見直しを図ることは当然のことであり、喫緊の課題です。昨年、宮崎県の最低賃金は全国平均に及ばず、4円の引き上げにとどまり646円でした。全国最下位が645円ですから、わずか1円の差で、依然として最下位クラスにあります。例年、8月末には最低賃金が決定をされています。ですから、9月議会で結論を先送りすることなく、今議会で、県内の状況、県民の暮らしの実態をしっかりと受けとめ、県民の暮らしや地域経済を守るためにも、同請願の採択を行い、最低賃金引き上げのために尽力することが県議会にも強く求められているのではないのでしょうか。

議員各位の賢明な御判断を求めて、討論を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 報告第1号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、報告第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

---

◎ 議案第1号から第9号まで並びに  
報告第2号及び第3号採決

○外山三博議長 次に、議案第1号から第9号まで、並びに報告第2号及び第3号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

---

◎ 請願第16号採決

○外山三博議長 次に、請願第16号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第19号採決

○外山三博議長 次に、請願第19号についてお

諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第21号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けまし

たので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成24年 6 月 26 日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

東九州自動車道の早期の全線開通を求める  
意見書

議員発議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第3号

防災・減災対策を重視した社会基盤再構築  
を求める意見書

議員発議案第4号

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環  
境整備を求める意見書

議員発議案第5号

九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造  
会議広域行政懇話会への議員の派遣

平成24年 6 月 26 日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 総務政策常任委員長 黒木 正一

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

集团的消費者被害に係る訴訟制度の創設に  
関する意見書

平成24年 6 月 26 日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 環境農林水産常任委員長

松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

現下の厳しい木材価格の現状を打開し、森  
林・林業の再生を求める意見書

議員発議案第8号

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交  
渉参加に反対する意見書

平成24年 6 月 26 日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 中野 一則

宮原 義久

丸山裕次郎

外山 衛

井上紀代子

高橋 透

河野 哲也

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

宮崎県議会基本条例

◎ 議員発議案第1号から第9号まで

追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議

員発議案第1号から第9号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 議員発議案第1号から第8号まで採決

○外山三博議長 まず、議員発議案第1号から第8号までの各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第8号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第9号提案理由説明

○外山三博議長 次に、議員発議案第9号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案第9号「宮崎県議会基本条例」について、発議

者を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

地方自治を取り巻く情勢が大きく変化している中で、本県議会は、これまで不断の議会改革に努めてきたところであります。一方、多様な行政課題に対して、限られた財源の中での施策の重点化を図ることが必要となってきたため、県民の意思が適切に県政に反映されるよう、県民の代表である議会が政策立案及び政策提言に努め、県民にわかりやすく議論を尽くすことがますます重要になってきております。

このような社会情勢を背景に本県議会では、昨年の6月定例会において、議会の今後のあり方について協議や調整を行う「県議会のあり方に関する検討委員会」を設置し、議会の基本的事項を定める条例の策定を行うこととともに、別途、ワーキンググループを設け条例案を作成・検討したところであります。

この条例では、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を明らかにするとともに、議会と知事等との関係、議会と県民との関係などを定めておりますが、具体的な特徴といたしましては、まず、「第3章 議会運営の原則」の中で「第7条 質問等の充実」として、知事等に対して、質問等の趣旨確認のための発言の許可について規定しております。

次に、「第4章 議会の機能強化」の中の「第10条 予算審議の強化」で、予算関連議案の審査等の機能の充実強化について、また、「第13条 大規模災害等への対応」で、迅速かつ機動的な調査活動等のための機能の充実強化について規定しております。

さらに、「第6章 議会と県民との関係」の中で「第21条 広報及び広聴の充実」として、多様な媒体を活用した積極的な広報及び広聴に

ついて規定しております。

午前11時7分閉会

このように、議会に関する基本的事項を定めることによりまして、県民の負託にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とするものであります。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 提出者の説明は終わりました。

---

◎ 議員発議案第9号採決

○外山三博議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第9号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成24年6月定例県議会を閉会いたします。